

喜多方市学校給食推進会議設置要綱

(設置)

第1条 学校給食基本方針に基づき、喜多方市学校給食推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 学校給食基本方針の推進及び実施計画の進捗管理等に関すること。
- (2) その他学校給食に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員14人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 給食食材の生産者団体の長 4人以内
- (2) 給食食材を納める業者の代表 1人以内
- (3) 学校長の代表 1人以内
- (4) 栄養教諭の代表 1人以内
- (5) 調理員の代表 1人以内
- (6) 児童又は生徒の保護者を代表する者 2人以内
- (7) 学識経験を有する者 4人以内

2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 第1項第3号に掲げるもののうちから任命された委員は、市の職員でなくなったときは、その職を失うものとする。

(会長)

第5条 推進会議に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された推進会議の最初に開催される会議は、教育長が招集する。

2 会長は、推進会議の会議の議長となる。

- 3 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 推進会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 推進会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要項は、令和5年4月1日から施行する。